

『建設現場悩み相談窓口』の設置について

記者発表資料

これまで関東地方整備局では、「三者会議」、「設計変更審査会」、「ワンデーレスポンス」及びH21.5から「土木工事書類作成マニュアル相談窓口」を設置し、建設現場で請負者が抱える様々な疑問・問題をスムーズに解決するために取り組んできました。

今回、請負者が工事を履行する上で、「請負契約当事者同士では相談できないような現場の悩み」の相談に応じる『建設現場悩み相談窓口』を新たに設置し、契約関係の明確化・適正化をより一層図っていくものです。

『建設現場悩み相談窓口』へ相談できる対象工事は、関東地方整備局発注（港湾空港除く）の工事で請負契約期間中に限ります。

また、相談できる対象者は、請負契約当事者であれば、現場代理人、監理技術者、担当技術者、営業担当者等、どなたでも相談できます。

なお、相談内容は、監督員、発注担当事務所へ相談できないような現場の悩みとし、建設現場悩み相談様式に記載したものを『建設現場悩み相談窓口』へFAX、メール、郵送、持参のいずれかにより提出して頂きます。『建設現場悩み相談窓口』に直接電話による相談は、受け付けません。

建設現場悩み相談様式、送付先等については、関東地方整備局ホームページ（<http://www.ktr.mlit.go.jp/inq.htm>）に平成21年7月8日から掲載します。

平成21年 7月 8日（水）
国土交通省 関東地方整備局

同時発表記者クラブ

竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ
横浜海事記者クラブ 神奈川建設記者会

問い合わせ先

〒330 - 9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
TEL 048(601)3151(代)
企画部 技術管理課 課長補佐 新井 正 (内線3312)

『建設現場悩み相談窓口』の設置について

これまで、三者会議・設計変更審査会・ワンデーレスポンス及びH21.5からは土木工事書類作成マニュアル相談窓口を設置し、建設現場で請負者が抱える様々な疑問・問題をスムーズに解決するために取り組んできました。

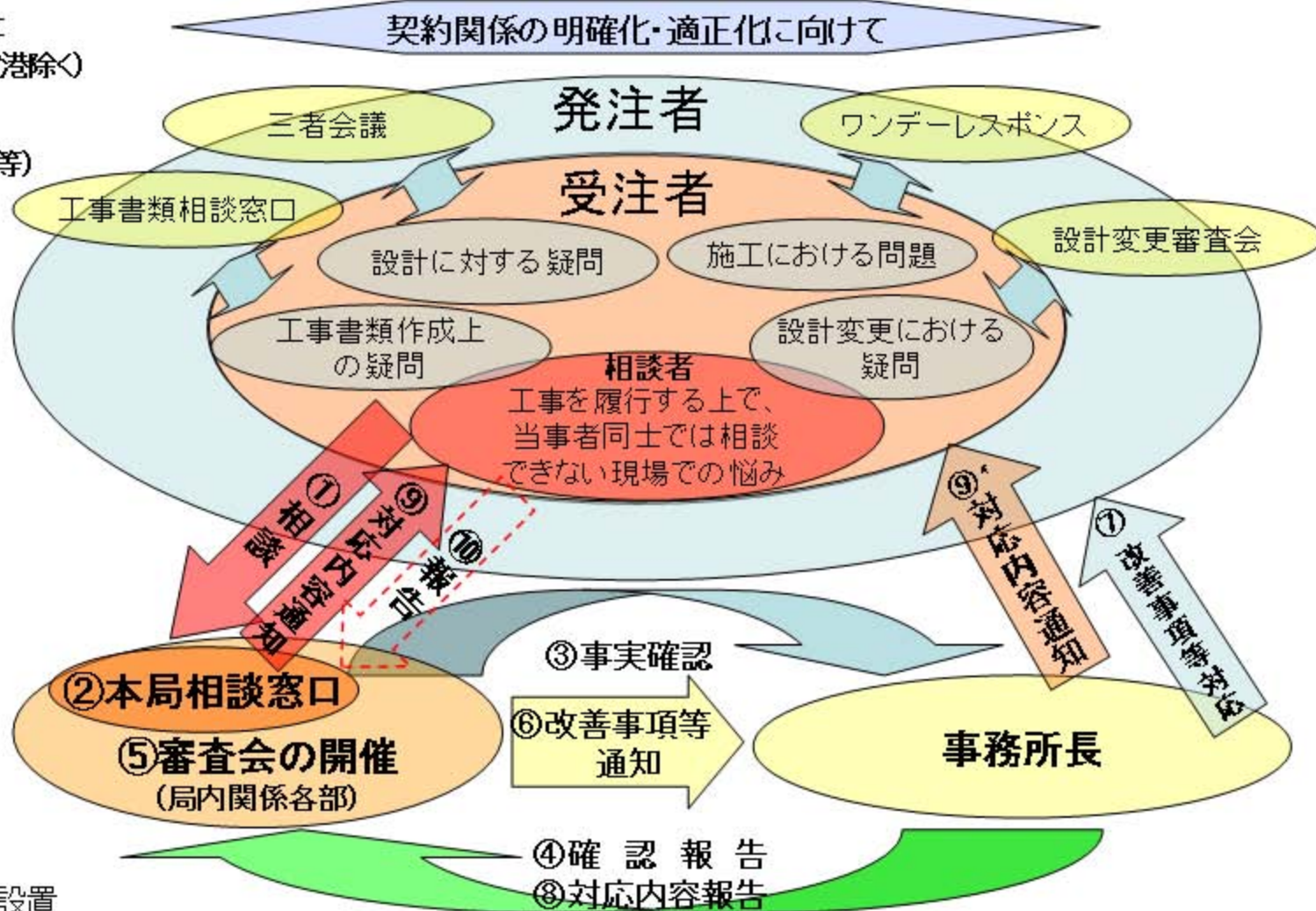
今回、工事を履行する上で、『**請負契約当事者同士では相談できないような現場の悩み**』の相談に応じる『**建設現場悩み相談窓口**』を新たに本局に設置することとしました。

対 象: 請負契約期間中の工事
関東地整発注工事(港湾空港除く)

相 談 者: 請負契約者
(現場代理人、営業担当者等)

受付時期: 請負契約期間中

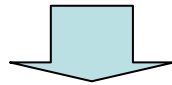
相談方法: 本局相談窓口へ
メール、郵送、FAX
持ち込み(口頭では、
受け付けない)



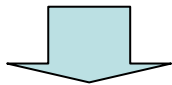
※本局相談窓口:
企画部 技術管理課に設置

『建設現場悩み相談』様式

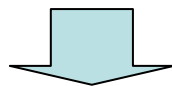
工事を履行する上での現場で抱える悩み、
疑問、問題が発生



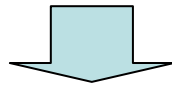
請負契約期間中の工事で、監督員、発注
担当事務所へ相談できない



建設現場悩み相談様式に必要事項を記載
(相談内容に適正に対応するため、相談者情報・相談
内容を詳細に記載する。なお、会社名以外の相談者情
報は、相談窓口のみで取り扱う)



FAX、メール、郵送、窓口へ持参
(齟齬がないようにする)



『建設現場悩み相談窓口』で受付。
相談者へ受付番号を連絡。

建設現場悩み相談様式

(建設現場悩み相談様式について)

1. 工事を履行する上で、請負契約当事者同士では相談できないような現場の悩み(相談)について、下記様式に記載して下さい。
2. 受付完了後、相談窓口から受け付けたことをお知らせするため、受付番号を連絡します。
3. 工事完了後、現場での悩み(相談)が解決されたかどうかについて報告をお願いします。
(報告様式は、任意の様式で受付番号を記載のうえ、相談窓口まで送付願います。)

(記載内容の取り扱いについて)

1. 本相談をされたことにより、当局から会社及び個人に対し、不利益となる取り扱いをすることは、一切ありません。
2. 記載されました個人情報につきましては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」にのっとり、本件の処理のためにのみ使用することとし、厳正に取り扱います。
3. なお、会社名以外の相談者情報は、当局の内部においても、本件相談窓口以外に伝わることはありません。

記 載 年 月 日	平成 年 月 日	
相 談 者 情 報	会 社 名	
	現場(会社)での役職	
	氏 名	
	連絡先(電話)及び E-mail又はFAX	TEL: _____ FAX: _____ E-mail: _____
工 事 情 報	工 事 件 名	
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	発 注 事 務 所	

相 談 内 容

工事を履行していく上で、監督員や担当事務所に相談できない
建設現場での悩み(相談)について具体的に記入して下さい。

(誰が、いつ、どこで、誰に、何を、どのような、など)